

令和4年度

龍ヶ崎市緑化推進協議会

**定例総会
(書面)**

次 第

1 議 事

議案第 1 号 令和 3 年度事業報告について…………… P1

議案第 2 号 令和 3 年度歳入・歳出決算について …… P2

議案第 3 号 令和 4 年度事業計画（案）について…………… P4

議案第 4 号 令和 4 年度歳入・歳出予算（案）について……P6

2 その他資料

龍ヶ崎市緑化推進協議会委員名簿…………… P8

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約…………… P9

令和 3 年度事業報告について

日 時	事 業 内 容
令和 3 年 6 月 1 日～ 令和 3 年 6 月 18 日	龍ヶ崎市緑化推進協議会定例総会開催（書面開催）
令和 3 年 5 月 6 日～ 令和 3 年 6 月 30 日	春期緑の募金活動 ・ 学校募金（市内小中学校 17 校）→ ¥174,500
令和 3 年 6 月 15 日～ 令和 3 年 7 月 2 日	春期緑の募金活動 ・ 職場募金（市職員）→ ¥48,531
令和 3 年 7 月 14 日	緑の募金結果報告及び交付事業申請 ・ 緑の募金結果報告→ ¥223,031 （学校：¥174,500・職場：¥48,531） ・ 緑の募金交付事業申請→ ¥100,000（¥223,031×45%）※ ※1,000 円未満切り捨て
令和 3 年 8 月 5 日	緑の少年団活動事業補助金交付 2 校：松葉小学校，城ノ内小学校
令和 3 年 8 月 17 日	緑の募金交付事業 ・ 市教育委員会→ ¥100,000（市立小中学校：17 校）
令和 3 年 10 月 26 日	公共施設の緑化事業 ・ 龍ヶ崎市シルバー人材センターの協力のもと，龍ヶ崎市駅東 口ロータリー内にパンジー400 株を植栽
令和 3 年 12 月 1 日	市教育委員会より市立小中学校（17 校）の「緑の募金交付事業実 績報告」を受理 ・ 花の苗（パンジー・ナデシコ等），培養土，肥料， フラワースタンド等の購入 市教育委員会からの報告を受け、茨城県緑化推進機構に 「令和 3 年度緑の募金交付事業実績報告」を提出
令和 3 年 12 月 6 日	秋期緑の募金活動 ・ 職場募金→ ¥10,000（市部課長会）
令和 4 年 2 月 4 日	緑の少年団活動事業実績報告 ・ 校内林の管理，花いっぱい運動の実施（松葉小・城ノ内小） 両校から報告を受け、茨城県緑化推進機構に 「令和 3 年度森林愛護運動推進事業費補助金実績報告」を提出

令和 4 年 4 月 2 7 日 提出
龍ヶ崎市緑化推進協議会
会 長 萩 原 勇

令和 3 年度歳入・歳出決算について

●歳入の部

科 目	当初予算額	収入済額	比 較	備 考
1. 緑の募金(学校)	200,000 円	174,500 円	△25,500 円	各小中学校
2. 緑の募金(職場)	50,000 円	58,531 円	8,531 円	市役所内
3. 緑の募金(街頭)	20,000 円	0 円	△20,000 円	未実施
4. 緑の募金交付金	108,000 円	100,000 円	△8,000 円	茨城県緑化推進機構
5. 雑入(預金利子)	744 円	0 円	△744 円	
6. 繰越金	32,256 円	32,256 円	0 円	
合 計	411,000 円	365,287 円	△45,713 円	

●歳出の部

科 目	当初予算額	支出済額	比 較	備 考
1. 会 議 費	2,000 円	0 円	△2,000 円	
2. 事 務 費	3,000 円	588 円	△2,412 円	通信用切手
3. 募 金 額	240,000 円	223,031 円	△16,969 円	茨城県緑化推進機構
4. 交 付 金	108,000 円	100,000 円	△8,000 円	各小中学校へ交付
5. 事 業 費	58,000 円	0 円	△58,000 円	
合 計	411,000 円	323,619 円	△87,381 円	

歳入合計 365,287 円

歳出合計 323,619 円

差引残額 41,668 円 (令和 4 年度へ繰越)

令和 4 年 4 月 2 7 日 提出

龍ヶ崎市緑化推進協議会

会 長 萩 原 勇



監査報告書

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約第7条第3項の規定に基づき、令和3年度龍ヶ崎市緑化推進協議会歳入・歳出決算について、関係諸帳簿並びに証拠書類の監査の結果、その内容についていずれも正当なものと認めます。

令和4年4月26日

監事 荒楨 由美

監事 塚本 裕

令和4年度事業計画（案）について

1 花と緑のまちづくりに関する事業

(1) 市内各小中学校の緑化

花壇等の整備

(2) 市内公共公益施設等の緑化

花壇等の整備

(3) 街頭募金苗木配布に伴う家庭の緑化

2 緑の募金活動に関する事業

(1) 春期(5月～6月)緑の募金活動

ア 学校募金（市内各小中学校）

イ 職場募金（市役所内）

(2) 秋期(9月～10月)緑の募金活動

ア 職場募金（市役所内）

イ 街頭募金（商業祭り）

令和4年4月27日提出
龍ヶ崎市緑化推進協議会
会長 萩原 勇

議案第3号 令和4年度事業計画(案)について【概要】

令和4年度の事業計画は、「1 花と緑のまちづくりに関する事業」及び「2 緑の募金活動に関する事業」を実施。

1 花と緑のまちづくりに関する事業については、(1)市内各小中学校の緑化、(2)市内公共公益施設等の緑化及び(3)街頭募金苗木配布に伴う家庭の緑化を実施する。

(1)市内各小中学校に緑化については、昨年度までと同様に「緑の募金交付金」を活用し、花壇等の整備など緑化活動を支援する。

(2)市内公共公益施設等の緑化については、公共施設(駅前ロータリー、公園等)で里親活動等の実施により環境整備を行っている団体等を支援し、緑化活動の推進を図る。

(3)街頭募金苗木配布については、各家庭の緑化推進のため、秋期の街頭募金の実施の際に、苗木等を無料配布する。

2 緑の募金活動に関する事業については、(1)春期(5～6月)緑の募金活動及び(2)秋期(9月～10月)緑の募金活動を実施。

(1)春期(5～6月)及び(2)秋期(9月～10月)緑の募金活動については、緑化に関する関心の向上を図るため、春期は学校募金(市内各小中学校)及び職場募金(市役所内)の実施を実施し、秋期は職場募金(市役所内)及び商業祭り実施時に街頭募金を実施する。

令和 4 年度歳入・歳出予算（案）について

● 歳入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1. 緑の募金(学校)	200,000 円	200,000 円	0 円	各小中学校
2. 緑の募金(職場)	50,000 円	50,000 円	0 円	市役所内
3. 緑の募金(街頭)	20,000 円	20,000 円	0 円	各種イベント等
4. 緑の募金交付金	108,000 円	108,000 円	0 円	春の募金額×45%
5. 雑 入	332 円	744 円	△412 円	銀行利息等
6. 繰 越 金	41,668 円	32,256 円	9,412 円	令和3年度より
合 計	420,000 円	411,000 円	9,000 円	

● 歳出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1. 会 議 費	2,000 円	2,000 円	0 円	
2. 事 務 費	3,000 円	3,000 円	0 円	通信運搬費等
3. 募 金 額	240,000 円	240,000 円	0 円	茨城県森林・林業協会
4. 交 付 金	108,000 円	108,000 円	0 円	学校緑化
5. 事 業 費	67,000 円	58,000 円	9,000 円	苗木配布による家庭緑化
合 計	420,000 円	411,000 円	9,000 円	

※ 科目の流用は、会長が専決処分することができる。

令和 4 年 4 月 2 7 日 提 出
 龍ヶ崎市緑化推進協議会
 会 長 萩 原 勇

議案第4号 令和4年度歳入・歳出予算(案)について【概要】

歳入について

学校(200,000円)、職場(50,000円)及び街頭(20,000円)による緑の募金活動による収入のほか、緑の募金交付金(108,000円)については前年度と同額とし、昨年度からの繰越金(41,668円)及び雑入(332円)を加えた合計420,000円(前年度比+9,000円)を見込み、歳入予算とする。

歳出について

会議費(2,000円)、事務費(3,000円)、募金額(240,000円)及び交付金(108,000円)については、前年度と同額を歳出予算とする。

家庭の緑化推進のための苗木配布にかかる事業費については、前年度予算額に9,000円増額した67,000円とし、合計420,000円を歳出予算とする。

龍ヶ崎市緑化推進協議会委員名簿

(令和4年4月27日 現在)

No.	役 職	職 名	氏 名	備 考
1	会 長	龍ヶ崎市長	萩原 勇	
2		龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会 会長	中島 功	
3	監 事	龍ヶ崎市商工会会長	塚本 裕	
4		龍ヶ崎市観光物産協会会長	塚本 裕	
5		龍ヶ崎市女性会会長	原 加代子	
6		一般社団法人竜ヶ崎青年会議所 理事長	石井 隆太郎	
7	副会長	龍ヶ崎市学校長会会長	小倉 聡	
8	監 事	龍ヶ崎市市民生活部長	荒槇 由美	
9		龍ヶ崎市教育委員会教育部長	中村 兼次	
10		龍ヶ崎市都市整備部長	落合 勝弘	
事 務 局		都市施設課 副部長兼課長 課長補佐 副主査	橘原 剛 北澤 哲也 寺田 文正	
		〒 301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地 TEL 0297-64-1111 (内線 484) FAX 0297-60-1588		

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約

（設置）

第1条 当市における、緑のまちづくりに関する事項を協議するため、龍ヶ崎市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 協議会は、市民の積極的な協力を得て、緑化活動を推進し、緑の重要性に対する市民意識の高揚と理解を深めるとともに、緑豊かな郷土の創造に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑のまちづくりに関する諸事業。
- (2) 緑の募金活動に関する諸事業。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

（組織）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者を以って組織する。

- (1) 龍ヶ崎市長
- (2) 龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会会長
- (3) 龍ヶ崎市商工会会長
- (4) 龍ヶ崎市観光物産協会会長
- (5) 龍ヶ崎市女性会会長
- (6) 一般社団法人龍ヶ崎青年会議所理事長
- (7) 龍ヶ崎市学校長会会長
- (8) 龍ヶ崎市市民生活部長
- (9) 龍ヶ崎市教育委員会教育部長
- (10) 龍ヶ崎市都市整備部長

（役員構成及び選任）

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名の役員を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選により選任する。

（役員任期）

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計及び会務を監査する。

(会議)

第8条 協議会は、定例総会、臨時総会とし、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 定例総会は、年1回開催し、次の事項を決議する。

(1) 規約の制定、改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

4 臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

5 会長は、必要があると認める時は、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、交付金、その他の収入を以って充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、龍ヶ崎市3,710番地 龍ヶ崎市役所都市整備部 都市施設課内に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成13年3月30日から施行する。

この規約は、平成15年7月4日から施行する。

この規約は、平成19年5月29日から施行する。

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

この規約は、平成23年7月4日から施行する。

この規約は、平成26年6月2日から施行する。

この規約は、平成30年5月21日から施行する。